

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会事務局

指定校変更・区域外就学について

児童・生徒が就学する市立の小・中学校については、学校選択制を実施する場合を除いて、住所による通学区域に基づいて指定しています。基本的には指定された学校への就学となります。相当な理由がある場合は、指定された学校以外への就学（指定校変更・区域外就学）が区長の許可により認められる場合があります。就学校の変更の許可事項は以下のとおりです。

なお、この「指定校変更・区域外就学」については、平成 26 年 4 月 1 日以降の就学について適用となります。

1 本市が認める就学校の変更の許可事項及び必要添付書類について

許 可 事 項	許可期限【申請】	必要添付書類等
① 住宅の新築や購入により 1 年以内に転居することが確実であり、あらかじめ転居後の住所の属する通学区域の学校に就学を希望する場合	申請日から 1 年以内の転居する日まで	・不動産売買契約書、工事請負契約書等入居時期や入居が確認できる書類
② 住宅建て替えに伴い一時に通学区域外に転居する場合で、転居前の住所に戻ることが確実であり、現に在学する学校に就学を希望する場合	一時転居期間中	・工事請負契約書等、工事完了（再入居）時期が確認できる書類
③ 学年の途中に通学区域外に転居する場合で、当該学年末までの間、現に在学する学校に就学を希望する場合	当該学年末まで（転居が第3学期修了式以降である場合、次年度の学年末まで）	
小学校の第 4 学年の第 3 学期の修了式以降又は中学校入学後に通学区域外に転居する場合で、卒業までの間、現に在学する学校に就学を希望する場合	当該小学校又は中学校卒業まで	
④ 保護者が労働等により昼間家庭にいないことにより、児童の在宅が困難であるため、保護者の勤務地又は保護者に代わる親族の住所の属する通学区域の小学校に就学を希望する場合	当該年度末まで 【次年度以降引き続き希望する場合は年度毎に申請】	・勤務地又は事業所の所在を証明する書類 ・保育に欠ける旨の証明 ・家族全員の住民票の写し ・保護者に代わる親族の誓約書 ・区長が必要と認める書類
⑤ 障がいのある児童生徒等及びその保護者が、就学相談等を経て、通学区域外の学校の特別支援学級に就学を希望する場合で、指定校変更が必要と認められる場合	特別支援学級在籍中	
⑥ いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒及びその保護者が転学を希望し、かつ指定校変更することにより就学環境の改善が見込まれる場合	当該小学校・中学校卒業まで	・学校長の状況報告書 ・区長が必要と認める書類
⑦ 長期の通院加療等、心身的な事情により特に教育的配慮を要する場合	当該学年末まで【次年度以降引き続き必要な場合は年度毎に申請】	・医師の診断書等 ・区長が必要と認める書類
⑧ 通学上の安全確保に著しく支障が生じていると認められ、特に配慮の必要がある場合。ただし、小学校就学予定者及び児童に限る。	当該学年末まで【次年度以降引き続き必要な場合は年度毎に申請】	・地図及び状況確認できる書類 ・区長が必要と認める書類
⑨ 通学区域の変更に伴い、通学区域校が変更される場合で、現に在学する学校への就学を希望する場合	当該小学校・中学校卒業まで	・区長が必要と認める書類
⑩ 他の学校への統合が予定されている学校に在籍する児童生徒が、あらかじめ統合後の学校への就学を希望する場合 ただし、教育委員会が指定する小学校・中学校に限り、受入可能な場合	当該小学校・中学校卒業まで	・区長が必要と認める書類

⑪ 学校選択制を実施する区において、通学区域外でかつ現に在学する学校を選択することができる住所に転居し、現に在学する学校に就学を希望する場合	当該小学校・中学校卒業まで	
⑫ 施設一体型小中一貫校に在学する児童生徒が、通学区域外に転居した場合で、引き続き、現に在学する施設一体型小中一貫校への就学を希望する場合	当該小学校・中学校卒業まで	
⑬ その他指定校変更が必要と認められる場合	必要と認められる期間 【区長が必要とする場合は毎年】	・区長が必要と認める書類
⑭ ②、③、⑤～⑦、⑨、⑪～⑯の規定により指定校変更を受けた兄弟姉妹がいる児童生徒等が、当該兄弟姉妹と同じ学校に就学を希望する場合（但し、通学区域校以外の学校を学校選択し就学していた者で、②、③及び⑪の規定により当該学校に指定を受けた者を除く。）	当該小学校又は中学校卒業まで	・住民票・兄弟姉妹関係を証する書類
⑮ ②～⑩、⑬、⑭により小学校を卒業するまでの間指定校変更を受けた中学校就学予定者（通学区域校以外の小学校を学校選択し就学していた者で、②及び③の規定により当該学校に指定校変更を受けた者を除く）が、当該小学校と同一の通学区域を含む中学校への就学を希望する場合。ただし、③により指定校変更を受けた者については、転居前の住所の属する通学区域の中学校を希望する場合に限る。	当該中学校卒業まで	

※上記の指定校変更の許可事項に加え、各区において下記の項目が設定されている場合があります。申請の時期、対象者・要件など詳細につきましては、お住まいの区の区役所就学事務担当窓口までお問い合わせください。

(1)通学距離(通学区域校よりも、住所地からの通学距離が短い学校があり当該学校を希望する場合)

(2)部活動(通学区域の中学校に希望する部活動がなく当該部活動を行う中学校に就学を希望する場合)

2 本市が認める区域外就学の承諾要件について

上記「1 本市が認める就学校の変更の許可事項及び必要添付書類について」の許可事項①～④に該当する市内外間の転居の場合（許可期限・必要添付書類は上記1に同じです）

その他必要と認められる場合

（許可期限：必要と認められる期間【区長が必要とする場合は毎年申請】 必要添付書類：区長が必要と認める書類）

3 就学校の変更の手続きについて

上記のいずれの場合も、希望する学校への登校及び下校に支障がないと認められる場合に限ります。また、許可については当該児童生徒についてのみ認めるものとします。保護者の方が、学校の属する区の就学事務担当までご相談のうえ、「指定校変更・区域外就学願書」を提出してください。

※国立・私立学校への就学について

国立・私立学校（小学校・中学校・特別支援学校・中等教育学校の前期課程）入学（予定）の保護者の方は、入学先の学校から交付される入学許可書と印鑑を区役所の就学担当まで速やかにご持参ください。

4 許可の取り消しについて

架空の住民票の異動などの虚偽申請や申請の理由が消失した場合には、指定校変更就学の許可を取り消し、住所地の学校へ通学していただくことになりますので、ご注意願います。

お問合せ先

お住まいの区の区役所就学事務担当窓口、教育委員会事務局総務部学事課（電話：06-6208-9115）まで